

次の緑地協定を、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 54 条第 2 項の規定により、2021 年 5 月 28 日認可しました。

1 緑地協定の名称

サントウン伊勢丘第 10 期緑地協定

2 緑地協定区域

下図のとおり（福山市伊勢丘一丁目 1 番 3 の一部、伊勢丘二丁目 2 番の一部）


3 緑地協定の内容（抄）

- (1) 協定者は、その所有権又は借地権等を有する土地に 1 戸当たり高木 1 本以上及び低木 3 本以上の樹木を植栽するものとする。
- (2) 協定者は、その所有地等の道路に面する部分に生け垣を設置するものとする。
- (3) 協定者は、植栽した樹木等について、剪定、灌水、施肥、病虫害防除、除草その他維持管理に努めなければならない。
- (4) 協定者は、樹木等をみだりに伐採し、又は故意に損傷してはならない。

4 緑地協定の縦覧場所

福山市東桜町 3 番 5 号

福山市建設局都市部公園緑地課（市役所本庁舎 1 2 階）

緑地協定区域（図中の  の部分）

